

令和7年度
甲府市公園施設長寿命化計画見直し業務委託

仕様書

甲 府 市

まちづくり部 まち開発室 公園緑地課

令和7年度甲府市公園施設長寿命化計画見直し業務委託 仕様書

第1章 総 則

(適用)

第1条 本仕様書は、甲府市（以下「市」という。）と受託者との間で契約する「甲府市公園施設長寿命化計画見直し業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、市が管理する都市公園の公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な更新等、効果的・効率的な更新及び利用を図るため、令和元年度に策定した甲府市公園施設長寿命化計画の見直しを目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 受託者は、契約書及び本仕様書によるもののほか、次の各関係法令に基づき実施するものとする。

- (1) 都市公園法
- (2) 同法施行令及び施行規則
- (3) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- (4) 遊具の安全性に関する基準 J P F A－S（財団法人日本公園施設業協会）
- (5) 公園施設長寿命化計画策定指針（案）（国土交通省）
- (6) 甲府市都市公園条例
- (7) その他関係法令等

(疑義)

第4条 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、市と受託者がその都度協議し決定するものとする。

(業務計画)

第5条 受託者は、本業務を実施するにあたり、速やかに次の書類を市に提出し承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 主任技術者・照査技術者届

(企業要件)

第6条 受託者は、次の要件を満たさなければならない。なお、本業務契約後に、資格及び実績を有することを証明する書類を市に提出することとする。

- (1) 保有資格
 - ア 測量法に基づく測量業者
 - イ JIS Q 9001（ISO9001：品質マネジメントシステム）
 - ウ JIS Q 14001（ISO14001：環境マネジメントシステム）
 - エ JIS Q 15001（プライバシーマーク）

オ JIS Q 27001 (ISO27001 : 情報セキュリティマネジメントシステム)

カ レジリエンス認証 (内閣官房国土強靱化推進室)

(2) 会社実績

ア 地方自治体において過去5年間に公園施設長寿命化計画策定または改定の履行実績(完了)があること。

(技術者の選任及び配置)

第7条 受託者は、本業務の実施にあたり、次の条件を満たす者を選任しなければならない。なお、資格の証明書類として、資格証の写し及び雇用関係を証明するもの(健康保険証の写しなど)を必ず市に提出することとする。

(1) 主任技術者

技術士(建設部門)またはRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有し、過去5年間に他自治体で公園施設長寿命化計画策定業務(調査業務を除く)または改定業務の担当実績がある技術者であること。

(2) 照査技術者

認定都市プランナーの資格を有する技術者であること。

(3) その他の配置技術者

調査・計画にあたり次の資格を有する技術者をそれぞれ配置すること。

- ・空間情報総括監理技術者の資格を有する技術者
- ・一級建築士の資格を有する技術者
- ・公園施設点検管理士または公園施設点検技士の資格を有する技術者

(業務実績情報システム)

第8条 受託者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を、テクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受託者は、契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

(報告の義務)

第9条 受託者は、本業務実施期間中は随時進捗状況を報告するものとし、必要に応じて書面により市に提出するものとする。また、業務打ち合わせの際には記録簿を作成し、市に提出するものとする。

(土地への立ち入り等)

第10条 業務実施のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地所有者等の了解を得て住民とのトラブルを起こさぬように十分注意しなければならない。なお、受託者は、現地調査の実施にあたり、必要に応じて市の発行する身分証明書を常時調査員に携帯させなければならない。

(安全管理)

第11条 受託者は、現地調査を行う場合は安全管理計画書を立案し、緊急時連絡体制表を市へ提出するものとする。

(損害賠償)

第12条 受託者は、本業務実施中に第三者により受けた、または与えた損害については、受託者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受託者が負担するものとする。また、その際には、発生原因、応急処理、経過、被害等の内容を速やかに市に報告するものとする。

(瑕疵等)

第13条 受託者は、本業務完了後といえども、受託者の過失または遺漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに市の必要と認める修正・補正及びその他の必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第14条 本業務における成果品の帰属は市にあるものとする。ただし、受託者が従来著作権を有していたもの及び委託業務実施上利用するために独自で創作したものに関する権利についてはこの限りではない。

(納期及び納入場所)

第15条 本業務の納期及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納 期 令和8年2月27日
- (2) 納入場所 甲府市まちづくり部まち開発室公園緑地課

第2章 業務内容

(業務箇所)

第16条 本業務で対象とする公園は、別紙1「対象公園一覧表」 のとおり34公園とする。

(貸与資料)

第17条 貸与資料は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 令和元年度甲府市公園施設長寿命化計画策定業務委託報告書 | 1式 |
| (2) 令和6年度公園遊具点検結果報告書 | 1式 |
| (3) 公園台帳・調書データ | 1式 |
| (4) その他市、市が認める関連資料 | 1式 |

なお、各種データ形式等は、協議の上決定するものとする。また、受託者は貸与資料について、その重要性を認識し良識ある判断に基づき資料の破損、紛失、盗難等の事故のないように取り扱うものとし、業務終了後または、市が返却を求めた場合は速やかに現品を返却するものとする。

(打合せ協議)

第18条 本業務を円滑に遂行するため、着手時、中間時（3回）及び完了時に打合せ協議を行う。

(計画準備)

第19条 計画準備は、業務遂行に向けて業務計画書を作成するとともに、業務の効率的な実施に向けて工程の立案および人員の配置等の検討を行うものとする。

(予備調査)

第20条 過年度成果及び既往資料等により公園施設の設置状況や利用状況、劣化や損傷の概要を把握し、過年度にて実施している予備調査の調査票の修正ならびに必要な事項の補完を行う。

(健全度調査)

第21条 健全度調査は、「予防保全型管理を行う候補の施設」について、一般施設・土木構造物・建築物・各種設備という調査対象施設の区分に応じて実施し、対象施設全体のより詳しく構造物や消耗材の劣化や損傷の状況を確認し、健全度調査票に取りまとめる。健全度の総合的な判定は、公園施設長寿命化計画策定指針（案）を元に、「A・B・C・D」の四段階評価を標準とする。なお、遊具については定期点検調査票を活用するものとし、本業務では調査を実施しないものとする。

表 健全度判定の評価基準

ランク	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

(緊急度判定)

第22条 健全度判定にもとづき、施設の補修、もしくは更新に対する緊急度（高、中、低）を設定する。

- ・健全度Dの施設は緊急度「高」となる。
- ・健全度Cの施設は基本的には緊急度「中」となるが、特に優先度が高い施設については、任意の指標を設定した上での考慮を反映して緊急度「高」としてよい。
- ・健全度A、Bと判定された施設は、例外（手厚い長寿命化対策により常に健全な状態を保つ）を除いて緊急度「低」となる。

表 緊急度判定の評価基準

緊急度	判定の目安
高	・健全度判定がDの施設。 ・健全度判定がCの施設のうち、任意に設定した考慮すべき事項（指標）に照らして、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設。

中	・健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設。
低	・健全度判定がAまたはBの公園施設。

（長寿命化計画の検討）

第23条 公園施設に望まれる維持管理方法を踏まえたライフサイクルコストを積み上げ、各公園の補修・更新の必要とされる費用を算出する。この検討内容を基本に、これまでの維持管理費や年間の改修費との費用比較を行い、長寿命化対策による効果を明確にし、望ましい維持管理方法を検討するため、次の項目を整理する。

① 公園施設長寿命化計画のための基本方針の設定

既存資料等を基にした公園全体の状況と照らし合わせた上で、対象公園および公園全体のあり方等について、公園施設長寿命化のための基本方針を設定する。

- ・定期的な健全度調査の実施方針
- ・補修方法と頻度、更新時期の判断に関する方針
- ・計画期間、使用見込み期間の設定方法に関する方針

② 補修または更新工法の検討

構造材の各施設の目的機能や安全性の発現はもとより、劣化に応じた補修または更新工法の比較検討等により、過度な処置とならないように選定する。

③ 補修または更新等の時期の検討

補修または更新等は、計画期間内に実施することとし、緊急度の判定ならびに処分制限期間等を勘案して総合的に時期の検討を行う。

④ 消耗部材の交換計画の検討

施設の設置年や劣化状況から、消耗部材の交換時期について検討する。

⑤ ライフサイクルコストの検討

計画対象公園施設の長寿命化対策による効果を算定するために、維持保全費、補修費および更新費等の長寿命化対策費を勘案して、実施した場合と実施しない場合の縮減効果の比較検討を行う。

（長寿命化計画の策定）

第24条 前条で設定した基本方針にもとづき公園施設長寿命化計画を作成し、以下の項目についてまとめる。

- ① 計画期間（10年）
- ② 対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由）
- ③ 健全度を把握するための点検調査結果の概要および日常的な維持管理に関する基本方針
- ④ 施設の補修、改築・更新実施時期
- ⑤ 公園施設の劣化予測の検討
- ⑥ 健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等
- ⑦ 新技術活用の検討
- ⑧ 長寿命化対策工法の選定とライフサイクルコストの算定
- ⑨ 公園施設長寿命化計画調書の作成

(報告書の作成)

第25条 本業務にて調査・検討した結果を報告書として取りまとめるものとする。

(公園位置 GIS データ作成)

第26条 のちの公園再編に向けた基礎資料とするために、公園施設の位置をハンディーGPS 等により現地座標を取得し、GIS データの作成を行う。GIS フォーマットは shp データ形式で作成するものとし、ポイントデータ、ラインデータ、ポリゴンデータで作成する。なお、現地調査にて対象施設の位置が判断できない地下埋設物や及び占用施設については対象外とする。

(費用低減に関する具体的な取り組み方針の検討)

第27条 公園維持管理費の低減に資する取り組みを推進するための方針を整理するために、現在の公園の整備状況について配置や機能等の複数の観点でデータを整理・分析する。分析にあたっては、将来的に公園ストックの再編を効果的に実施していくことを見据え、GIS を活用した分析を行い、視覚的にわかりやすいデータ作成を行うものとする。具体的な取り組みについては公園施設の再編・集約化を基本とし GIS データを用いた下記の分析を行うものとする。

- ① 公園供給が不足しているエリアの分析
- ② 公園供給が過剰なエリアの分析
- ③ 公園機能が不足しているエリアの分析
- ④ 公園機能が過剰なエリアの分析

第3章 成果品

(納入成果品)

第28条 本業務の納入成果品は、次のとおりとする。なお、電子データについては、PDF形式とワード等の編集可能形式の2種類を納品するものとし、各種図面データ等も同様とする。

- ・公園施設長寿命化計画調査報告書・・・・・・・・・・ A4 版簡易製本2部
電子データ (CD-R または DVD-R) 2枚
- ・公園位置 GIS データ・・・・・・・・・・ 電子データ (CD-R または DVD-R) 2枚

また、報告書に記載する調書及び点検調査票等の内容は次のとおりとする。

- ・公園施設長寿命化計画概要説明書 [様式0]
- ・公園施設長寿命化計画調書 (総括表) [様式1]
- ・公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別) [様式2]
- ・公園施設長寿命化計画調書 (公園施設種類別現況) [様式3]
- ・公園施設長寿命化計画基礎資料 (点検調査票)
- ・計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料等 (ライフサイクルコスト算出根拠案、打合せ記録、施設データベース、写真等)
- ・その他、バックデータ資料

【別紙 1 対象公園一覧表】

	種別	公園名称	所在地	面積 (ha)
1	街区公園	朝日公園	甲府市朝日二丁目 3 9 2	0.06
2	〃	南西第 1 公園	甲府市上石田三丁目 1 8 6 5	0.72
3	〃	南西第 2 公園	甲府市貢川本町 1 7 8 4	0.33
4	〃	南西第 3 公園	甲府市下石田二丁目 2 7 5	0.57
5	〃	南西第 4 公園	甲府市下石田二丁目 6 2	0.3
6	〃	西青沼公園	甲府市丸の内三丁目 9 2 1	0.29
7	〃	二十人町公園	甲府市相生一丁目 5 2 7	0.24
8	〃	北河原公園	甲府市荒川二丁目 1 8 0 - 5	0.12
9	〃	後屋なかよし公園	甲府市後屋町 1 7 2 - 5	0.11
10	〃	沼川公園	甲府市高畑三丁目 6 6 5 - 1	0.24
11	〃	橘公園	甲府市丸の内二丁目 2 9 4	0.18
12	〃	朝気ふれあい公園	甲府市朝気一丁目 9 3 0 - 8	0.61
13	〃	山宮桜公園	甲府市山宮町 3 3 7 1 - 4 0 8	0.19
14	〃	堀之内南公園	甲府市堀之内町 9 6 1	0.94
15	〃	徳行公園	甲府市徳行五丁目 1 9 9 7 - 1	0.17
16	〃	古府中町 1 号公園	甲府市古府中町 6 0 2 4 - 1	0.2
17	〃	古府中町 2 号公園	甲府市古府中町 6 0 1 6	0.2
18	〃	しらい公園	甲府市上曽根町 4 0 6 9 外 6	0.55
19	〃	東光寺町公園	甲府市東光寺町 1 9 5 5 - 2 7 6	0.15
20	〃	愛宕町公園	甲府市愛宕町 3 3 3 - 1 1	0.12
21	〃	堀之内北公園	甲府市堀之内町 7 6 6	0.24
22	〃	住吉 2 号公園	甲府市住吉五丁目 3 1 9 1	0.2
23	〃	住吉 3 号公園	甲府市住吉四丁目 3 0 3 6	0.2
24	〃	湯村第一公園	甲府市湯村三丁目 4 7 8 - 1 3 4	0.12
25	〃	国母南公園	甲府市国母八丁目 2 4 5 2	0.18
26	〃	水宮公園	甲府市下飯田四丁目 1 6 4 0	0.17
27	近隣公園	遊亀公園	甲府市太田町 5 5 4 - 1	2.72
28	〃	玉諸公園	甲府市向町 5 6 8 - 1	2.4
29	〃	池田公園	甲府市新田町 2 9 5 - 3 甲府市中村町 4 7 1 - 3	1.7
30	〃	大津公園	甲府市大津町 1 5 5 4 - 4	2.22
31	〃	和田堀公園	甲府市和田町 2 9 6 6	0.87
32	〃	千塚公園	甲府市千塚三丁目 2 2 1 3 - 3	2.15
33	運動公園	緑が丘スポーツ公園	甲府市緑が丘二丁目 2 0 4 7	19.58
34	都市緑地	荒川緑地	荒川左岸及び右岸 (音羽橋から J R 身延線鉄橋上流)	46.14